

北方領土、竹島及び尖閣諸島の気象予報の実施に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年二月二十五日

参議院議長山崎正昭殿

江口克彦

北方領土、竹島及び尖閣諸島の気象予報の実施に関する質問主意書

北方領土、竹島及び尖閣諸島が、我が国の領土であることに議論の余地はない。北方領土、竹島及び尖閣諸島が我が国の領土であることについて、幅広く国民へ周知徹底を図る観点からも、気象予報を実施し、その情報を国民へ提供する必要があると考え、以下質問する。

一 我が国の領土において、離島は重要な役割を果たしており、有人離島のみならず、無人離島も含め、国家主権が及んでいることを明らかにするためにも、国民に対し、必要な行政サービスが提供されるべきであると考える。現在、気象庁が行っている離島についての気象予報の現状を示されたい。

全ての離島について、気象予報を行っているのか、特に北方領土、竹島及び尖閣諸島についての現状を示されたい。

二 近年の気象予報は、ゲリラ豪雨、竜巻等の比較的狭いエリアで発生する自然災害への的確な対応を可能とすべく、いわばピンポイントで、かつ、短時間単位での予報に対するニーズが高まっている。離島及びその周辺海域についても、同海域を漁場として漁を営む我が国の漁業者や同海域を輸送等のため航行する海洋交通に従事する国民の自然災害による被害を回避し、安全な操業・航行を確保する観点から、ピンポ

イントで、かつ、短時間単位での気象予報が提供される必要があると思われるが、政府の見解を明らかにされたい。

特に、北方領土、竹島及び尖閣諸島並びにその周辺海域におけるピンポイントで、かつ、短時間単位での気象予報の必要性について、政府の見解を明らかにされたい。

三 昨年十一月十一日の参議院国土交通委員会において、私が北方領土、竹島及び尖閣諸島の気象予報の必要性について質問したところ、太田国土交通大臣は「政府全体として考えるべき問題」と答弁しているが、その趣旨を明らかにされたい。

また、その後太田大臣は北方領土、竹島及び尖閣諸島の気象予報について政府全体の課題とすべく問題提起したのかどうか、したとすればそれはいつか、していないとすれば何故しないのか、明らかにされたい。

加えて、安倍内閣として、北方領土、竹島及び尖閣諸島における気象予報について、前記二で指摘した必要性を踏まえ、実施に着手する考えがあるか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。